

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ  
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年 9 月 10 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙のとおり（5 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 9 月 10 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い  
手）の状況

別紙のとおり

4. 地域農業の将来のあり方

別紙のとおり

5. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙のとおり

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況						4. 地域農業の将来のあり方			5. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
			個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者	その他の農業者	担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
1	上山谷	R1.9.10	8	1	0	5	0	4	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・新規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、技術的指導や助言を行う。 ・中山間地という条件不利地に位置し農用地の質賃借・作業受委託が進まない中、作業受託を中心とした集落での取り組みを目指す。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	高坂	R1.9.10	17	1	0	6	0	12	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・作業受託と機械共同化をさらに進めながら、担い手に集落の集積を加速化させ、転作地に特産物である枝豆等を中心に、複合経営を樹立する。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	上山添	R1.9.10	11	1	0	11	0	1	担い手はいるが十分でない。	担い手に集積・集約化する。	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う。 ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当たっては生産組合全体で調整を図る。 ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	黒川上	R1.9.10	13	0	0	9	0	4	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得を共に目指す。 ・中心となる経営体と連帯する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	黒川下	R1.9.10	12	2	0	14	0	1	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。